

第 5 号

2026
6月26日



SafetyMail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《令和8年5月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	1,050	14	1,269
前年	1,011	21	1,195
増減	+39	-7	+74

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	337	9	162
前年	331	14	172
増減	+6	-5	-10

令和8年5月末現在、県内の交通事故発生状況は前年と比べて死者数は減っていますが、件数・傷者数は増加しています。高齢者(65歳以上)の事故については、死者数・傷者数は減っていますが、件数は増加しています。

実施期間

令和8年7月15日(水)~7月24日(金)

夏の交通安全県民運動

実践していただきたいこと

- 自転車に乗車する際はヘルメットの着用を！
- 車も自転車もながらスマホはしない！
- 横断歩道は歩行者優先、生活道路では速度を控えめに！
- 車も自転車も飲酒運転はしない、させない、許さない！

交通事故はいつ起こるかわかりません。

常に周りの危険を予測して事故を未然に防ぐための防衛運転を実践し、今一度、交通事故に対する警戒心を高めましょう。

生活道路における自動車の法定速度引き下げ

令和8年9月1日に改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから**30km/h**に引き下げられます。

「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路となります。

道路環境に応じて安全な速度で走りましょう。

詳しくはこちら！



【県警HP】



生活道路[※]における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → **30** km/h



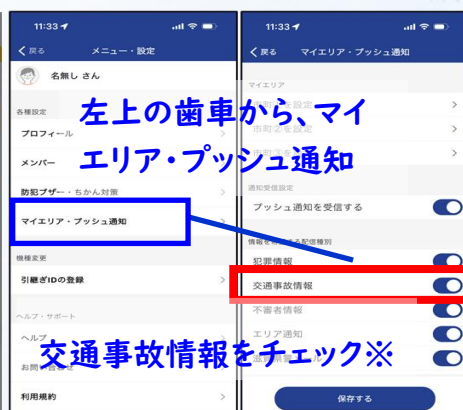
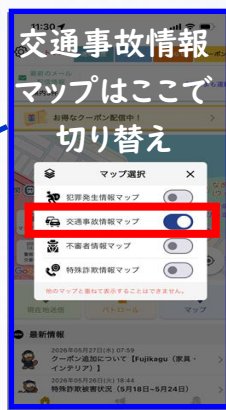
▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は東西通行帯が設けられている一般道路
- 2 道路の構造上又は構その他の工造物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。
◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察

ぽけっとポリスしがの交通機能について



事故マップはこちら

事故情報受信はこちら

アプリのダウンロードはこちら!

※交通情報発信機能追加(R7.10.1)前からアプリをDLされている方は、初期設定で交通情報がOFFになっています。

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表)

Eメール x0022@police.pref.shiga.jp